守口市全図

平成十五年三月印刷

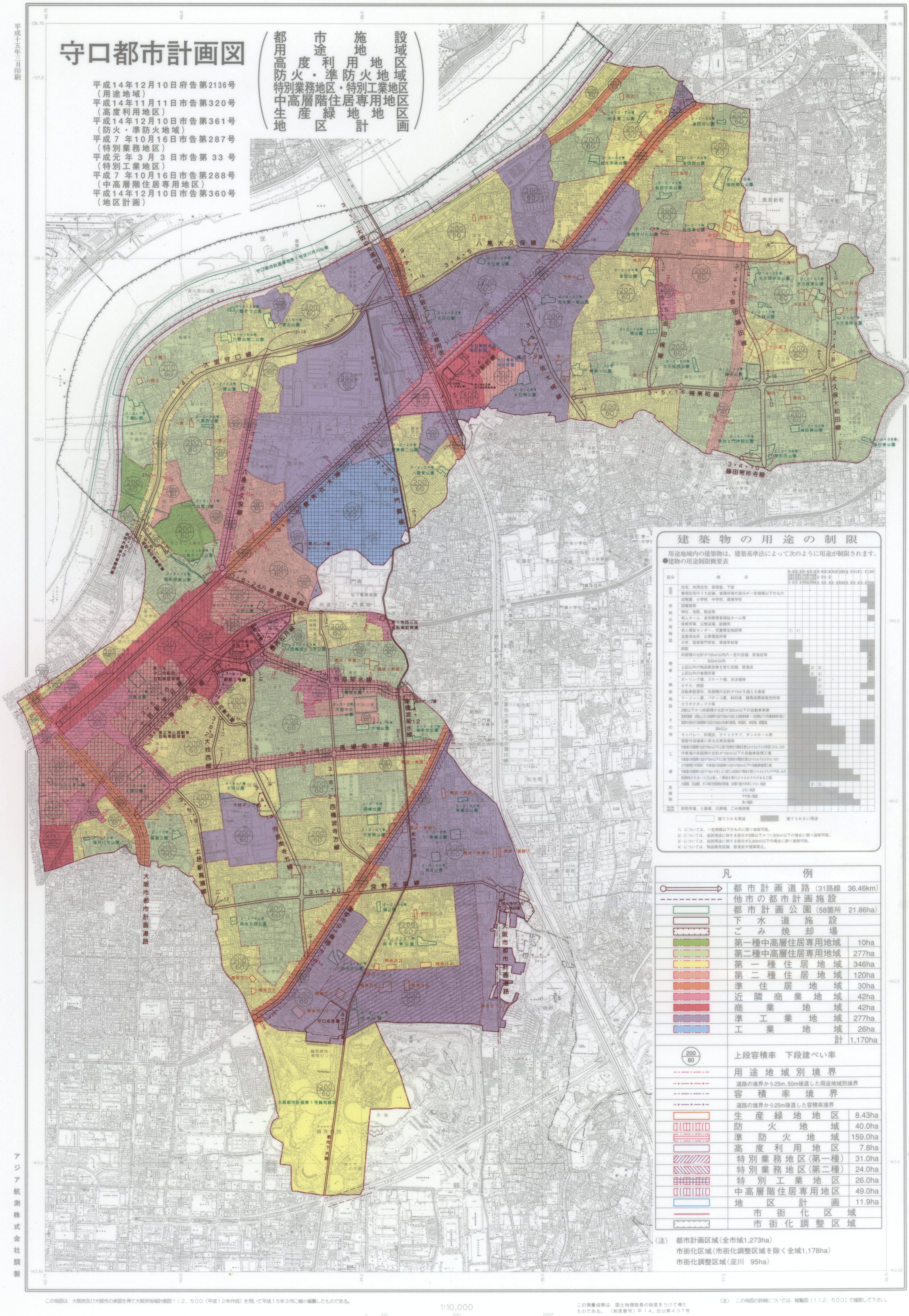

守口都市計画図

都市施設
用途地域
高度利用地区
防火・準防火地域
特別業務地区・特別工業地区
中高層階住居専用地区
生産緑地地区
地区計画

平成14年12月10日府告第2136号
（用途地域）
平成14年11月11日市告第320号
（高度利用地区）
平成14年12月10日市告第361号
（防火・準防火地域）
平成7年10月16日市告第287号
（特別業務地区）
平成元年3月3日市告第33号
（特別工業地区）
平成7年10月16日市告第288号
（中高層階住居専用地区）
平成14年12月10日市告第360号
（地区計画）

建築物の用途の制限

用途地域内の建築物は、建築基準法によって次のように用途が制限されます。

●建物の用途制限概要表

区分	例示	第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域
住宅	住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿												■
	兼用住宅のうち店舗、事務所等の部分が一定規模以下のもの												■
学校公益施設	幼稚園、小学校、中学校、高等学校											■	■
	図書館等												■
	神社、寺院、教会等												
	老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等												■
	保育所等、公衆浴場、診療所												
	老人福祉センター、児童厚生施設等	1）	1）										
	巡査派出所、公衆電話所等												
	大学、高等専門学校、専修学校等	■	■									■	■
	病院	■	■									■	■
商業・娯楽施設・その他	床面積の合計が150㎡以内の一定の店舗、飲食店等	■											4）
	〃　500㎡以内　〃	■	■										4）
	上記以外の物品販売業を営む店舗、飲食店	■	■	■	2）	3）							■
	上記以外の事務所等	■	■	■	2）	3）							
	ボーリング場、スケート場、水泳場等	■	■	■	■	3）							■
	ホテル、旅館	■	■	■	■	3）						■	■
	自動車教習所、床面積の合計が15㎡を超える畜舎	■	■	■	■	3）							
	マージャン屋、パチンコ屋、射的場、勝馬投票券発売所等	■	■	■	■	■							■
	カラオケボックス等	■	■	■	■	■							
	2階以下かつ床面積の合計が300㎡以下の自動車車庫	■	■										
	営業用倉庫、3階以上又は床面積の合計が300㎡を超える自動車車庫（一定規模以下の附属車庫等を除く）	■	■	■	■	■	■						
	客席の部分の床面積の合計が200㎡未満の劇場、映画館、演芸場、観覧場	■	■	■	■	■	■					■	■
	〃　200㎡以上　〃	■	■	■	■	■	■	■	■			■	■
	キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホール等	■	■	■	■	■	■	■	■			■	■
	個室付浴場業に係る公衆浴場等	■	■	■	■	■	■	■	■			■	■
工場	作業場の床面積の合計が50㎡以下の工場で危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ないもの	■	■	■	■								
	作業場の床面積の合計が150㎡以下の自動車修理工場	■	■	■	■	■	■						
	作業場の床面積の合計が150㎡以下の工場で危険性や環境を悪化させるおそれが少ないもの	■	■	■	■	■	■	■					
	日刊新聞の印刷所、作業場の床面積の合計が300㎡以下の自動車修理工場	■	■	■	■	■	■	■					
	作業場の床面積の合計が150㎡を超える工場又は危険性や環境を悪化させるおそれがやや多いもの	■	■	■	■	■	■	■	■	■			
	危険性が大きいか又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■		
危険物	火薬類、石油類、ガス等の危険物の貯蔵、処理の量が非常に少ない施設	■	■	■	2）	3）							
	〃　少ない施設	■	■	■	■	■	■	■					
	〃　やや多い施設	■	■	■	■	■	■	■	■	■			
	〃　多い施設	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■		
特殊施設	卸売市場、と畜場、火葬場、ごみ焼却場												

□ 建てられる用途　■ 建てられない用途

1）については、一定規模以下のものに限り建築可能。
2）については、当該用途に供する部分が2階以下かつ1,500㎡以下の場合に限り建築可能。
3）については、当該用途に供する部分が3,000㎡以下の場合に限り建築可能。
4）については、物品販売店舗、飲食店が建築禁止。

凡例

⟹	都市計画道路（31路線　36.46km）	
- - -	他市の都市計画施設	
▭	都市計画公園（58箇所　21.86ha）	
▭	下水道施設	
▭	ごみ焼却場	
🟩	第一種中高層住居専用地域	10ha
🟩	第二種中高層住居専用地域	277ha
🟨	第一種住居地域	346ha
🟥	第二種住居地域	120ha
🟧	準住居地域	30ha
🟥	近隣商業地域	42ha
🟥	商業地域	42ha
🟪	準工業地域	277ha
🟦	工業地域	26ha
	計	1,170ha
200/60	上段容積率　下段建ぺい率	
-·-·-	用途地域別境界	
-+-+-	道路の境界から25m、50m後退した用途地域別境界	
-·-·-	容積率境界	
-+-+-	道路の境界から25m後退した容積率境界	
▭	生産緑地地区	8.43ha
▥	防火地域	40.0ha
▤	準防火地域	159.0ha
▭	高度利用地区	7.8ha
▨	特別業務地区（第一種）	31.0ha
▧	特別業務地区（第二種）	24.0ha
▦	特別工業地区	26.0ha
▥	中高層階住居専用地区	49.0ha
▭	地区計画	11.9ha
—	市街化区域	
▭	市街化調整区域	

（注）都市計画区域（全市域1,273ha）
市街化区域（市街化調整区域を除く全域1,178ha）
市街化調整区域（淀川　95ha）

守口市

アジア航測株式会社調製

この地図は、大阪府及び大阪市の承認を得て大阪府地域計画図1：2、500（平成12年作成）を用いて平成15年3月に縮小編纂したものである。

1:10,000

この測量成果は、国土地理院長の助言をうけて得たものである。（助言番号）平14。近公第437号

「平面直角座標値は、世界測地系に対応」

（注）この地図の詳細については、縦覧図（1：2、500）で確認して下さい。